

意見書

平成20年12月19日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく2ちょうめ3ばん2ごう 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

氏 名 ケイディーディーアイかぶしきがいしゃ K D D I 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 おののでら 小野寺 ただし 正

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2008（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出致します。

（文中では敬称を省略しております。）

頁	段落	意見
1 頁	1 - 1	<p>【総務省案】</p> <p>定点的評価の対象は、2007年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。</p> <p>なお、本年度は現行の基本方針がカバーする最後の年度であることに鑑み、2009年度以降の競争評価に向け、今後取り組むべき課題等についての整理を試みる。</p> <p>【意見】</p> <p>定点的評価において2006年度に行った「マイグレーション分析」を、今年度は、加入電話からブロードバンドへの移行等についても実施していただきますよう要望致します。具体的には、固定電話市場において市場支配力を有するNTT東・西が、加入電話からOABJ-IP電話への置き換えを通じてFTHサービスへ移行させる際に、市場支配力を濫用することやレバレッジを行使することによって、インターネット接続領域（FTH市場及びISP市場）にどのような影響を及ぼしているかについて分析していただきたいと考えます。</p> <p>なお、分析にあたっては、グループ連携営業、NTTブランドの利用、接続事業者との間の手続き（コロケーション手続きの具体的なプロセスや期間等）の同等性の問題や情報の非対称性等の定性的要素にも焦点を当てていただきますよう要望致します。（具体的には a. ~g. 参照）</p> <p><グループ連携></p> <ul style="list-style-type: none"> a. NTT東・西による「プロバイダパック」の対象となるISPの優遇 b. 家電量販店等(販売代理店)におけるNTTコミュニケーションズのOCNの優遇 c. NTTドコモショップ(販売代理店)における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツサービスのセット販売 d. NTTファイナンス(クレジット会社)によるNTTグループ各社のサービスの実質的なセット割引の実施 <p><NTTブランド></p> <ul style="list-style-type: none"> e. NTT東・西の県域子会社による「NTT東日本-〇〇」等の社名の使用 <p><手続・情報></p> <ul style="list-style-type: none"> f. NTT東・西の局舎へのコロケーション及び管路・電柱等の利用手続きの同等性

頁	段落	意見
		<p data-bbox="779 209 1839 236">g. NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用していることへの懸念</p> <p data-bbox="669 344 2013 571">インターネット接続領域については、F T T H市場におけるN T T 東・西の市場支配力の行使について、加入者回線と一体で設置される屋内配線に着目し、詳細に分析すべきと考えます。例えば、N T T 東・西がボトルネック設備である加入者回線と一体で設置する棟内光ファイバが集合住宅市場における利用者の事業者選択にどのように影響しているのか分析していただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="669 635 2013 762">また、今年度の定点的評価においては、昨年度実施した戦略的評価「事業者間取引」で確立した手法を用いて、ブロードバンド卸売市場における市場支配力について、改めて詳細な分析を行っていただきますよう要望致します。</p>
1 頁	1 - 2	<p data-bbox="658 778 819 810">【総務省案】</p> <p data-bbox="669 826 2013 1007">2008年度における戦略的評価のテーマは、「新サービスの市場競争への影響に関する分析」とし、FMCなど市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響について分析することとする。評価結果については、定点的評価とともに、2009年5月目途で包括的に取りまとめ、意見招請を実施して最終的に確定する。</p> <p data-bbox="658 1066 757 1098">【意見】</p> <p data-bbox="669 1114 2013 1294">FMCなど新たなサービスを含む全てのサービスは、原則、市場の競争に委ねるべきと考えます。ただし、公社時代に構築したボトルネック設備を保有するN T T 東・西が展開するサービスについては、固定市場からのレバレッジを行使することによって市場を歪め公正競争上の問題を生じていないか分析すべきと考えます。</p> <p data-bbox="669 1310 2013 1390">特に、N T T 東・西が、N T T ドコモやグループ内のMVNO事業者と連携するFMCは、事業者間のサービス共有化が図られ、ブランド力を含めN T T グループの総合的な市場支配力</p>

頁	段落	意見
		がさらに発揮されるおそれがあることから、この点に着目した分析を行うべきと考えます。